

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
土曜日を  
翌日とする)

## 目次

◇告 示 平成九年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき許可をすべ  
き面積の限度(森林保全課)

## 告 示

### 鳥取県告示第七七十九号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、  
保安林の平成九年度における皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第  
二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成九年十二月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

同一の単位とされる保安林の指定目的	単位区域名	所在場所	皆伐面積の限度(ヘクタール)
水源のかん養	鳥取地区	鳥取市、岩美郡、八頭郡(郡家町及び河原町に限る。)及び気高郡	一、一〇四・八一
	八頭地区	八頭郡(郡家町及び河原町を除く。)	二、五四六・一五
	倉吉地区	倉吉市及び東伯郡	一、七六〇・四九
	米子地区	米子市、西伯郡及び日野郡(江府町及び溝口町に限る。)	七六〇・六六
	日野地区	日野郡(日南町及び日野町に限る。)	一、七五八・四三
土砂の流出の防備	鳥取	鳥取市	七〇・〇一
	米子	米子市	〇・一〇
	倉吉	倉吉市	四四・六〇
	国府	岩美郡国府町	六・二〇
	岩美	岩美郡岩美町	一〇四・八四
	福部	岩美郡福部村	〇・二〇
	郡家	八頭郡郡家町	一三・三〇
	船岡	八頭郡船岡町	一・〇〇
	河原	八頭郡河原町	一三・〇六
	八東	八頭郡八東町	五・九五
	若桜	八頭郡若桜町	一五・九一
	用瀬	八頭郡用瀬町	六・四八
	佐治	八頭郡佐治村	一・五二
	智頭	八頭郡智頭町	一五・〇七
	気高	気高郡気高町	一・三〇
	鹿野	気高郡鹿野町	八三・六六
	青谷	気高郡青谷町	九・八〇

干害の防備																									
池ノ内下平	明見谷東平	喜才谷山	長 谷	大 原	栗 尾	志 津	高 路	溝 口	江 府	日 野	日 南	中 山	名 和	大 山	淀 江	岸 本	会 見	西 伯	赤 碕	東 伯	北 条	関 金	三 朝	東 郷	泊
八頭郡船岡町大字水口字池ノ内下平	八頭郡船岡町大字殿字明見谷東平	八頭郡船岡町大字殿字喜才谷山	岩美郡岩美町大字長谷	倉吉市大原	倉吉市栗尾	倉吉市志津	鳥取市高路	日野郡溝口町	日野郡江府町	日野郡日野町	日野郡日南町	西伯郡中山町	西伯郡名和町	西伯郡大山町	西伯郡淀江町	西伯郡岸本町	西伯郡会见町	西伯郡西伯町	東伯郡赤碕町	東伯郡東伯町	東伯郡北条町	東伯郡関金町	東伯郡三朝町	東伯郡東郷町	東伯郡泊村
〇・二六	〇・四四	〇・四〇	四・一六	〇・六八	一・八二	〇・三〇	一三・三八	三・九〇	四・四六	八・五五	三・七八	一・四四	〇・〇六	一九・六二	〇・〇四	六・三八	一・二八	四・一四	一・五四	五九・九九	〇・一四	一六・九〇	五一・四四	四五・六六	〇・三四

公衆の保健												
西部地区	中部地区	東部地区	孝 靈 山	本 宮	大 谷 奥	法 勝 寺	杉 地	金 屋	槻 下	大 谷	水 谷	赤 波
米子市、西伯郡及び日野郡	倉吉市及び東伯郡	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び気高郡	及び長田字孝靈山	西伯郡淀江町大字本宮	西伯郡西伯町大字伐株字大谷奥	西伯郡西伯町大字法勝寺	東伯郡東伯町大字杉地	東伯郡東伯町大字金屋	東伯郡東伯町大字槻下	東伯郡大栄町大字大谷	気高郡鹿野町大字水谷	八頭郡用瀬町大字赤波
七・四四	三四・六四	七四・九八	八・八四	一・〇八	〇・〇八	〇・四四	〇・七二	〇・六八	〇・一〇	一・四八	一・一二	一・五六

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月二千二百円(送料を含む)】